

ダウラターバーディー作『サイイドの美德』に見える 15世紀北インドのサイイド論

Sayyids in Fifteenth-Century India from Manāqib al-sādāt by al-Dawlatābādī

二宮 文子
Ayako NINOMIYA

The famous Indian scholar Shihāb al-Dīn al-Dawlatābādī wrote *Manāqib al-sādāt* during the reign of Ibrāhīm Sharqī (r. 1401–40). It was the first work in South Asia written in Persian and dedicated to the discussion of the nobleness of the *sayyids* and the respect for them. This article analyzes the social background of *Manāqib al-sādāt* and the Islamic culture described in it. In the fifteenth century, when the authority of the *sayyid* lineage was being acknowledged among Muslim political elites, al-Dawlatābādī emphasized respect for the *sayyids* as one of the indispensable elements in “proper” Islamic society and urged rulers to give privilege to them. In explaining the nobleness of the *sayyids*, al-Dawlatābādī’s logic is rather simple and intuitive, as he underlines the authority of Prophet Muḥammad or invokes other authorities such as Sufi masters.

はじめに

本稿は、サイイド崇敬を論じた単独の書物としては南アジア初の作品とされる『サイイドたちの美德』(*Manāqib al-sādāt*) の中で展開されるサイイド論を扱う。現代の南アジアのムスリムの中でサイイドが社会的・宗教的に特別な地位を占めていることは、社会学や人類学の研究によって指摘されている¹。このような現代の状況から、前近代においてもサイイドが一定の崇敬を

* 本稿は日本学術振興会科学研究費 19H01317 の助成による研究成果の一部である。

¹ 現代のインド共和国のサイイドに関する研究、サイイドの社会的位置づけやその特権的地位をめぐる言説・実践に関しては小牧の論考を参照されたい（小牧幸代「北インド・ムスリム社会のサイヤド」赤堀雅幸ほか [編]『イスラームの神秘主義と聖者信仰』イスラーム地域研究叢書

集め、特権的な地位にあったことは当然とされる傾向にあるが、その実態について具体例に基づいて説明されているとは言い難い。『サイドたちの美德』は、15世紀の北インドのムスリムが、サイドをどのような存在と認識していたのかを示す貴重な史料である。本稿では、『サイドたちの美德』の中で、当時の南アジアでのサイドの社会的地位やサイド崇敬の状況がどのように記述されているか、また、サイド崇敬がどのように正当化されているのかという2点に注目して分析していきたい。

I. 『サイドたちの美德』の概要と成立の背景

具体的な記述の分析に先立ち、まずは『サイドたちの美德』の概要や成立の背景を整理しておきたい。『サイドたちの美德』の著者シハーブッディーン・アフマド・ダウラターバーディー (Shihāb al-Dīn Aḥmad b. Shams al-Dīn ʿUmar al-Zawālī al-Dawlatābādī) はデカンのダウラターバードに生まれた。14世紀末、ティムールのインド侵攻時にダウラターバーディーはデリーを離れ、シャルキー朝²のイブラーヒーム・シャー (在位 1401~40年) に招かれてジャウンプルの大カーディーとなった。ダウラターバーディーは、クルアーン注釈『波打つ大海』(*Bahr al-mawwāj*)³、法学書『イブラーヒーム・シャーのファトワー集』(*Fatāwā-yi Ibrāhīm Shāhī*)、アラビア語文法解説『カーフィヤ注釈』(*Sharḥ al-Kāfiya/Sharḥ al-Hindī*)⁴、歴史書『マディーナ史』(*Tārīkh al-Madīna*)、詩集など多くの作品を著したとされる。没年は842/1438年、848/1444-45年など諸説ある⁵。

7. 東京大学出版会、2005、275-297)。

² シャルキー朝の初代君主マリク・サルワルは1389年にジャウンプルの支配者に任じられ、1394年に独立した。シャルキー朝の名称は、マリク・サルワルの称号「東方のマリク」(Malik al-Sharq)に由来する。第6代君主フサイン・シャー (在位 1458~79年) が1479年にローディー朝に敗北し、ベンガルに亡命したことでシャルキー朝は滅びた。シャルキー朝に関しては、SaeedとHussainによる研究がある (S. E. Hussain, *Shiraz-i Hind: A History of Jaunpur Sultanate* [New Delhi: Manohar, 2017]; M. M. Saeed, *The Sharqi Sultanate of Jaunpur: A Political & Cultural History* [Karachi: University of Karachi, 1972])。

³ 筆者は内容を確認できていないが、『サイドたちの美德』の中に見られるクルアーンの解説は、*Bahr al-mawwāj* の内容と共通している可能性が高い。

⁴ イブン・ハージブ (Ibn al-Hājib, 1248年没) によるアラビア語文法書 *al-Kāfiya* の注釈。

⁵ C. Brockelmann, *Geschichte der arabischen Litteratur*, Supplement vol. 2 (Leiden: Brill, 1938), 309; N. Hadi, *Dictionary of Indo-Persian Literature*, New Delhi: Indira Gandhi National Center for the Arts,

『サイドたちの美德』は、『サイドたちの榮譽』(*Sharaf al-sādāt*) あるいは『40 のハディース』(*Chihil ḥadīth*) と呼ばれることもある。サイド崇敬やサイド保護の正当性、サイドの尊さなどを、アラビア語書籍の引用とペルシア語による翻訳・解説、そして逸話を通して論じる作品である。本作は未刊行であり、本稿ではテヘランの Majlis Library 所蔵写本 (No. 14134, 1061/1650-51 年ラホール筆写、以下略号 Te) とトーンクの Maulana Abul Kalam Azad Arabic and Persian Research Institute 所蔵写本 (Persian No. 1904-2435, 19 世紀?, 以下略号 To) を用いた⁶。

本作は短い序文とあとがき、10 章の本文から成り、各章で四つ、合計 40 のハディースが引用・解説されている。『40 のハディース』の名称は、作中で解説されているハディースの数に基づくと推察される。目次は以下のとおりである。

序文 (Te: 2a; To: 1-2)

第 1 章 預言者の子孫たちへの友愛 (Te: 2a-11a; To: 2-15)

第 2 章 預言者の子孫たちを愛するものたちへの吉報 (Te: 11a-13b; To: 15-21)

第 3 章 預言者の子孫たちの保護 (ra'āyat) (Te: 13b-19b; To: 21-36)

第 4 章 預言者の子孫たちの美德 (Te: 19b-27a; To: 36-53)

第 5 章 アリー裔とサイドの系譜がファーティマから (繋がること) の証明 (Te: 27a-29b; To: 53-60)

第 6 章 サイドの近親となることで預言者に繋がること (Te: 29b-33b; To: 60-70)

第 7 章 サイドたちとファーティマの尊称 (Te: 33b-38a; To: 70-81)

第 8 章 サイドは決して背教者 (kāfir) にならないこと (Te: 38a-40b; To: 81-90)

1995, 570; K. A. Nizami, "al-Dawlatābādī," in *The Encyclopaedia of Islam, New Edition*, H. A. R. Gibb et al. (eds.), 13 vols., Leiden: Brill, 1960-2009, 2: 180-181; Hussain, *Shiraz-i Hind*, 154; Saeed, *The Sharqi Sultanate*, 181-184.

⁶ 現在のところ、カタログ類から確認できた写本のうち筆者が実見したのは、インド共和国所蔵の 12 点とテヘラン写本である。詳しい写本情報と参照されている作品の検討については別稿を用意している。なお、テヘラン写本は森本一夫氏のご厚意により提供いただいた。

第9章 サイドたちとファーティマについての決まり (manshūr) (Te: 40b-43a; To: 90-97)

第10章 ヤズィードや彼に類するものたちへの呪詛 (la'n) (Te: 43a-54b; To: 97-141)⁷

あとがき (Te: 54b-55b; To: 141-144)

各章は、章における主張の概要が示されている導入部分、第1～第4のハディースの紹介と解説、逸話や問答という構成になっている。それぞれの部分の分量はまちまちで、導入部分が一番長い章もあれば、個別のハディースの解説が極端に長くなっている章もある。アラビア語の引用には適宜ペルシア語の翻訳が付されており、ペルシア語を読む層に向けた普及の意図があったと推察される。このペルシア語の利用は有効だったようで、本作は南アジアを超えて読まれていたと見られる。また、後述するように、主要な読者として支配層が想定されていたと考えられる。

『サイドたちの美德』執筆の経緯については、17世紀に書かれたスーフィー列伝『敬虔者たちの薔薇園』(*Gulzār-i abrār*) 内のダウラターバーディーの項目に以下のような逸話が見られる⁸。

以下のように言われている。系譜の美しさが功績の装飾で飾られていなかったサイド・アジュマルは、当代の権力者たちの集まりにおいて、カーディー [ダウラターバーディー] より上座に座りたいと望んだ。カーディーは、初め、サイドではない知識人が知識の無いサイドよりも卓越していることについての伝承をまとめた。そして、両者の比較を行い、この卓越性について小作品を著して以下のように明言した。「私の知識は正当で明らかなものだが、汝のアリーの血統は疑わしく明確ではない。従って、上座に座る権利はこちらにある」。この論争が [ダウラターバーディーの師] マウラーナー・ホージャギー⁹の耳に入り、彼

⁷ テヘラン写本にはフォリオ順の乱れが見られ、フォリオ 53 と 54 の間にフォリオ 5-6 が入る。

⁸ Muḥammad Ghawthī Shattārī, *Gulzār-i abrār*, Muhammad Zaki (ed.), Patna: Khuda Bakhsh Oriental Public Library, 1994, 131; idem, *Gulzār-i abrār*, Yūsuf Bīg Bābāpūr (ed.), Tehran: Mūza wa Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī, 1391 AHS/2012, 171.

⁹ マウラーナー・ホージャギーについては、'Abd al-Ḥaqq Dihlawī, *Akhbār al-akhyār fī asrār al-abrār*,

は弟子に対して怒り、気分を害した。この経緯から、恥の埃がダウラターバーディーの顔を覆った。彼はいたたまれなくなり、サイドたちの称賛と賛美について魅力ある小作品を書き、『サイドたちの美德』と名づけた。それが彼の最後の作品となった。

以下のように言う者もいる。前述の出来事の前に、最後の預言者さまが、夢の中（‘*ālam-i wāqī‘a*）でカーディーに以下のように仰った。「行け。あれこれせずに、サイド・アジュマルの満足と喜びを得るよう努力せよ」。このため、カーディーはサイドのもとに行って改悛し、あの作品を書いた、と。

これはある程度知られた逸話であったようで、アブドゥルハック・デフラヴィー（‘*Abd al-Ḥaqq al-Dihlawī*, 1551～1642 年）によるスーフィー列伝『選良たちの列伝』（*Akhbār al-akhyār*）にも同様の逸話が記録されている¹⁰。サイド・アジュマルはおそらくイブラーヒーム時代のジャウンブルに実在した人物であり、15 世紀後半にイエメンで著されたサイドの系譜書『竜涎香の芳香』（*al-Nafḥa al-‘anbariyya*）ではジャウンブルのスルタンの宰相とされている¹¹。また、『サイドたちの美德』の中には、逸話の細部と関わるような、宮廷においてサイドの席次を高くすることの勧め（1 章、3 章）や、血統の尊さが知識に優るといふ議論（4 章）も見られる（Te: 8b, 14a, 20a–22a; To: 9–10, 22–23, 37–41）。ただし、この逸話を額面通りに受け取る必要はないだろう。実のところ、『サイドたちの美德』の中には執筆動機の手がかりになるような記述はほとんど見られない。サイドと仲違いをした人物が夢で預言者に非難されるという物語は、サイド崇敬を説く作品にしばしば見られる類型的なものである¹²。師匠が夢に現れるというバリエーショ

¹⁰ ‘Alim Ashraf Khān (ed.), Tehran: Anjuman-i Āthār wa Mafākhir-i Farhangī, 1383 AHS/2005, 288–290; Saeed, *The Sharqī Sultanate*, 247 を参照。

¹⁰ Dihlawī, *Akhbār al-akhyār*, 360–361. なお、1923 年に書かれたアラビア語によるインドのウラマー列伝『精神の楽しみ』（*Nuzhat al-khawāṭir*）には、『サイドたちの美德』にまつわる逸話は収録されていない（‘Abd al-Ḥayy, *Nuzhat al-khawāṭir*, 7 vols., Hyderabad: Maṭba‘at Majlis Dā‘irat al-Ma‘ārif al-‘Uthmāniyya, 1962–81, 3: 14–16）。

¹¹ Muḥammad Kāzīm b. Abī l-Futūḥ al-Yamānī al-Mūsawī, *al-Nafḥa al-‘anbariyya ft ansāb khayr al-bariyya*, Sayyid Mahdī al-Rajā‘ī (ed.), Qom: Maktabat Āyat Āllah al-‘Uzmā al-Mar‘ashī al-Najafī, 1377 AHS/1999, 86; ‘Abd al-Ḥayy, *Nuzhat al-khawāṭir*, 3: 22.

¹² K. Morimoto, “How to Behave toward *Sayyids* and *Sharīfs*: A Trans-Sectarian Tradition of Dream

ンも、スーフィー聖者にまつわる逸話としては典型的なものと言える。『サイドたちの美德』成立の背景は、このような類型的な逸話ではなく、当時の政治的・社会的文脈から分析されるべきである。

ダウラターバーディーをジャウンプルに招いたシャルキー朝の第3代スルタン、イブラーヒーム・シャーは、シャルキー朝の支配を確立した人物であり、彼の治世のジャウンプルは「第二のデリー」と呼ばれていたという¹³。スルタン・イブラーヒーム・シャー時代、シャルキー朝はデリーのサイド朝に対して軍事的に優位に立ち、1430年代後半には、イブラーヒームの息子マフムード（在位1440～57年）がサイド朝のスルタン・ムハンマド・シャー（在位1434～45年）の姉妹を娶っている。『サイドたちの美德』でファーティマの存在が度々クローズアップされていること（第5章、第7章、第9章）や、サイドとの姻戚関係に1章が割り当てられていることは、サイドの姻戚となったシャルキー朝の立場を意識した内容である可能性が高い。15～16世紀の北インドにおいては、サイド朝（デリー、1414～51年）、フサイン・シャーヒー朝（ベンガル、1494～1538年）など、サイドの血筋を主張する地方王朝が現れている。当時のムスリム支配層の中で、サイドの血統が権威の一つとして利用可能なものと認識されていたと推察される。また、イブラーヒームの治世は、イスラーム世界に広がるサイドのネットワークがジャウンプル周辺地域に広がりつつあった時代でもあった。イブラーヒーム時代に移住してきたサイドにしてスーフィー導師のアシュラフ・ジャハーンギール・スィムナーニー¹⁴（1405年没？）の書簡集には、デリーのサイド・コミュニティへの言及や（32番）、南アジアの

Accounts,” in K. Morimoto (ed.), *Sayyids and Sharifs in Muslim Societies: The Living Links to the Prophet*, London and New York: Routledge, 2012, 15–36.

¹³ Mullā Muḥammad Qāsim Hindū Shāh, *Gulshan-i Ibrāhīmī*, 2 vols., Kanpur: Nawal Kishor, 1884, 2: 305. なお、イブラーヒーム・シャーは、マリク・サルワルの後を継いだ養子ムバーラク・シャー（在位1399～1401年）の弟である。

¹⁴ スィムナーニーはイラン出身で、ベンガルのチシュティー派のアラーウルハックの弟子と伝えられる。イブラーヒーム時代にジャウンプルに移住し、ジャウンプルの北50 kmほどに位置するキッチャウハに墓廟がある（Saeed, *The Sharqi Sultanate*, 241–245）。1464年編纂とされるスィムナーニーの書簡集には、ダウラターバーディー宛の書簡が収録されており（22番）、他の書簡では『サイドたちの美德』への言及が見られる（62番）（Ashraf Jahāngīr Simnānī [collected by ‘Abd al-Razzāq al-Ḥasanī al-Ḥusaynī], *Maktūbāt-i Ashrafī*, MS Aligarh Muslim University, History Department No. 27, 70b–73a, 162a）。

外に存在するダールッスイヤーダ（サイイドの館）へ贈り物を送った旨を記した書簡（68 番）が見られる¹⁵。先述した通り、15 世紀後半にイエメンで書かれた『竜涎香の芳香』にはジャウンプルのサイイドへの言及があり、またサイイド朝についても解説されている¹⁶。

南アジアにおいては、14 世紀後半から 15 世紀にかけてトゥグルク朝が崩壊し、ムスリムを君主に戴く王朝が各地に成立した。そのような地方王朝の支配層の間で、サイイドの血統が権威の一つとして利用されるようになり、また各王朝にサイイドが流入しネットワークが形成されたことによって、南アジアの中でのサイイドに関する認識やサイイドの社会的な地位は変化を迎えてきたと推察される。サイイド崇敬の正当性やサイイドの保護を論じる『サイイドたちの美德』という作品は、このような時代背景の中で成立したものである。

II. 『サイイドたちの美德』と 14～15 世紀南アジアのサイイド崇敬

本節では、『サイイドたちの美德』から、当時のサイイドの社会的地位やサイイド崇敬の状況に関する言説を紹介する。翻訳の後、出典表示の冒頭に [] でくるんで示す数字は、『サイイドたちの美德』内の章番号（ハイフンの前の数字）と、その章の中の何番目のハディースの解説部分に含まれているかを示している。数字が一つだけの場合、各章の導入部分に含まれていることを意味する。

具体的な記述の紹介に先立ち、デリー・サルタナト期におけるサイイドの社会的地位について簡単に整理しておきたい。9 世紀の半ば以降、アッバース朝においてアリー一族は特権的な立場を認められ、その血統の認定や、彼らの処罰、特権の授与などを担うナキーブという地位が国家によって認定されるようになった。最初のナキーブはマディーナで創設され、10 世紀半ばまでにはエジプトやサマルカンドにまで広まっていた¹⁷。ダウラターバーディーは、国家によるサイイドの保護や特権の付与の制度化という文脈を踏

¹⁵ Simnānī, *Maktūbāt-i Ashrafi*, 19a-b, 174a-175b.

¹⁶ Al-Yamānī al-Mūsawī, *al-Nafha al-'anbariyya*, 81-87.

¹⁷ 森本一夫『聖なる家族：ムハンマド一族』山川出版社、2010、31-32、63-66.

まえ、サイイド崇敬の正当性を説く対象として支配層を選んだと推察される。ただし、デリー・サルタナト期の史資料には、知識人などとして活動した個別のサイイドの記録は見られるものの、社会集団としてのサイイドの社会的・制度的位置づけについての具体的な情報はそれほど多くはない。トゥグルク朝期の文人バラニーは、スルタン・アラウッディーン・ハルジー（在位 1296～1316 年）の下でサイイドが大カーディー職（*qāḍī-yi mamālik*）やカーディー代理職（*nā'ib-i qaḍā*）を得ていたと伝えている¹⁸。また、ハルジー朝期のデリーでは、ハティーブやシャイフ・イスラームと並んでサイイド・アジャッルという役職がスルタンによって任命されている。トゥグルク朝期にインドに滞在したイブン・バットウータによると、インド人がいうサイイド・アジャッル（Sayyid Ajall）は、エジプトやシリア、イラクのナキーブと同じものであったという¹⁹。スルタン・ムハンマド・トゥグルク（在位 1324-25～1351 年）の宮廷では、スルタンによる謁見の場に大シャリーフと呼ばれるサイイドたちが同席していたとされ、国家がサイイドを集団として把握していたことが窺える²⁰。また、スルタン・フィールーズ・シャー・トゥグルク（在位 1351～88 年）は、サイイドやウラマー、シャイフらに与えられていた年金や土地（*idrārāt wa in'āmāt wa dīh-hā wa zamīn-hā*）の世襲を認めたとされる²¹。これらの情報から、ハルジー朝やトゥグルク朝においては、サイイドが集団としてなんらかの形で国家に把握され特権を付与されていた可能性が高いが、これ以上の詳細は不明である²²。

『サイイドたちの美德』の中には、この作品以前にも、サイイドが崇敬の対象であることや社会的特権を有することを、南アジアのムスリム知識人たちが論じていたことを示唆する記述が見られる。

¹⁸ Diyā' al-Dīn Baranī, *Tārīkh-i Fīrūz Shāhī*, S. A. Khan (ed.), Calcutta: Asiatic Society of Bengal, 1862, 351.

¹⁹ Baranī, *Tārīkh-i Fīrūz Shāhī*, 247; イブン・バットウータ『大旅行記』家島彦一（訳）、全 8 巻、平凡社、1996-2002, 4: 208-209.

²⁰ イブン・バットウータ『大旅行記』5: 54.

²¹ Baranī, *Tārīkh-i Fīrūz Shāhī*, 448.

²² ムガル朝では、サイイドはウラマーやスーフィーなどイスラームの宗教者と同様の扱いを受け、免税地を得ることができた (I. Habib, *The Agrarian System of Mughal India 1556-1707*, second, revised ed., New Delhi: Oxford University Press, 1999, 352)。

『マサービーフ』²³に曰く、もし‘Alawiyy-ak²⁴という言葉でアリー裔を侮辱したら背教者になる、と。敬意を込めて‘Alawiyy-ak と言うなら背教者にならないという者もいる。なぜなら敬意のための指小辞であるから。アブー・カースィム曰く、怒っている時に言ったら背教者になる、と。マウラーナー・ズィヤーウッディーン・バラニーの小論 (Risāla) には、使徒の子孫たちを苦しめたり侮辱したら背教者になる、というファトワーをウラマーたちが出した、とある。‘Alawiyy-ak と言うだけで背教者になるなら、殺害はより重い背教であろう。([10-2] Te: 44b-45a; To: 102)

ズィヤーウッディーン・スナーミーによる「ユースフ章」の注釈によると、アリー裔に対しては、禁固刑 (ta‘zīr bi-ḥurr), 投獄 (ḥabs), 打擲は適法ではない。なぜなら彼の高貴さは、ムスタファー [預言者ムハンマド] の高貴さに由来する、生まれつきの本質によるもの (aṣlī wa dhātī) であるから。本質によるものは無くならない²⁵。いくら罪を犯しても、彼の血統が無くなるわけではないので、彼の高貴さも無くならないのである。([3-4] Te: 19a; To: 34)

ズィヤーウッディーン・バラニー (1357 年以降没) は前述のトゥグルク朝時代の文人であり、ズィヤーウッディーン・スナーミー (生没年不詳) はアラーウッディーン・ハルジー時代に活動したことが知られている学者である²⁶。管見の限り、ここで言及されている著作は現存していないが、サイドは特別な存在であるがゆえに、侮辱すると宗教的な過失になる、あるいは罪を犯しても一部の刑罰は免除されるというような見解は、13 世紀末には流布していたようである。また、チシュティー派の著名なスーフイー、ファリードッディーン (1265 生没) に仮託し、集会などにおいてサイドを上

²³ バガウィー (Ḥusayn b. Mas‘ūd al-Baghawī, 1117 ないし 1122 年没) によるハディース集 *Maṣābīḥ al-sunna* であろう。

²⁴ すなわち ‘Alawī + -ak. -ak はベルシア語の指小辞である。指小辞は親しみを示す際にも用いられるが、ここでは侮蔑的な意図が想定されている。

²⁵ 以下、翻訳内でイタリック体になっている部分は、原文がアラビア語である。

²⁶ Hadi, *Dictionary of Indo-Persian Literature*, 123–124, 640.

座に置くことを認める逸話も見られる。

ホージャ・ファリードッディーンについて以下のような話がある。彼は、頼み事をされると以下のように言っていた。「あなたの頼みを聞くのの一つ条件があります。サイドたちがいる場合、彼らを門のそばに置くのではなく、中に入れ、上座を彼らの場所としなさい²⁷。([1] Te: 8b; To: 9-10)

このように、『サイドたちの美德』の中には、インドの知識人たちがサイドの特権を認めていたとする記述が見られる一方、インドではサイドが相応しい扱いを受けておらず、軽んじられているという認識が見られる。

問い：アラブやファールスのほとんどは使徒の子孫を尊愛している (muhibb) のに、ヒンドの多くでは使徒の子孫は軽蔑の眼差しで見られているのはなぜか。答え：アブー・カースィムのタフスィール [クルアーン注釈] に以下のようにある。偉大なるクルアーンが下された時、ムスタファーさまはクルアーンを各方に送った。ファールスに着いた時、ファールス人たちはクルアーンを胸に抱き、サルマーン・ファールスィーをかのお方のもとに派遣し、また馬のドゥルドゥルとコプト人のマリアを送った。トゥルクスターンに [クルアーンが] 到着した時、トゥルク人たちはクルアーンを頭にいただき、贈り物と奉仕を行った。[クルアーンが] ハバシュ [エチオピア] に送られた時、ハバシュ人たちは目に置いた²⁸。ヒンドに着いた時、ヒンド人たちはクルアーンを足で踏みつけ、犬の首に結びつけた。それぞれの様子が使徒さまに伝えられ、報告されると、ムスタファーさまはおっしゃった。「ファールス人たちは心に受け入れられ、胸に誠実さを宿すだろう。審判の日まで、私の一族への尊愛が彼らの胸から去ることはないだろう。トゥルク人たちは指導者、指揮者となるだろう。ハバシュ人たちは光を見るサイドた

²⁷「彼らを門のそばに」以降のテヘラン写本のテキストは「サイドたちを門の前に置かず、上座を彼らの場所としなさい」となっている。

²⁸テヘラン写本には、この一文と後出するハバシュ人に関する言及が見られない。

ちを私のように尊ぶだろう。ヒンド人たちは私の子孫を卑しめ、軽んじるだろう (ahwan gardānand)。そして、ヒンド人たちもまた、常に卑しいものであるだろう」。([10-2] Te: 46b-47a; To: 108-109)

このような、各地へのイスラーム伝来に関わる逸話はよく見られるものである。このような逸話の原型の一つは、ムハンマドがサーサーン朝やビザンツ帝国の皇帝に手紙を書いたというハディースにあると推察される。この逸話自体は類型的なものであるが、ここではイスラーム信仰のあり方とサイイド崇敬が関連づけられており、この点にダウラターバーディーの工夫が見られる。彼の認識では、インドにおいてサイイドは軽んじられており、良きイスラーム信仰の実践のためにはそのような状態は是正されるべきなのである。サイイドの編み髪に関する以下の記述からも、同様の認識が見てとれる。

ムスタファーと、信徒の長 [アリー] の子孫であるイマーム・ハサンとイマーム・フサインは編み髪であった。今日、トゥルクとヒンドの中の [預言者の] 子息たちは巻き髪 (ja'd) であり、アラブでは違う。編み髪はスンナである。アリー裔 ('Alawī) に編み髪を禁じる者は姦通者 (fāsiq) であり、編み髪を軽視するなら背教者になる。([9-4] Te: 53a; To: 97-98)

ここでの巻き髪 (ja'd) は、編み髪と異なる髪型と解釈できる。ダウラターバーディーは、アリーの子孫=サイイドたちがスンナとして行うべき編み髪がインドでは見られず、それは編み髪が推奨されていないからであると考えていたようである。このように、『サイイドたちの美德』の中では、サイイド崇敬やサイイドの優遇は良き信仰と結びつけられる一方、サイイドや彼らに関わる規定を軽視することは、姦通や背教というイスラームにおいて大罪になるような行為として強く非難されている。

良き信仰の表れであるサイイド崇敬やサイイドの優遇を実践すると、さまざまな良い報いが得られるという言説も散見される。たとえば、サイイドを敬い、さらに具体的にはサイイドを経済的に援助すると、来世での救いに繋がるという。

第1のハディース：『アフバル・アナール』²⁹と『シャラフ・スブーフ』³⁰曰く、「我は審判の日に4種類の人々の取りなしを行う。たとえ彼らが地上の人々全ての分の罪を犯したとしても。つまり、私の子孫らを尊ぶ者たち、彼らの必要を満たす者たち、彼らの困難を助ける者たち、心や舌で彼らへの敬愛を示す者たち」。翻訳：ムスタファーさま曰く、「地上のすべての罪を犯していたとしても、以下のような4種の人々に対しては、私は審判の日に取りなしを行うだろう。まず、私の子孫たちを尊んだ人々、次に彼らが必要とするものを与えた者たち、3番目に彼らのために努力した者たち、4番目に彼らに親愛を抱いた者たち」。「中略」サイイドとは、彼らへの親愛が信仰であり、彼らへの敵対が背教となる人々である。彼らの近く (qurb) は救済の場であり無謬性 ('iṣmat) の場である。([3-1] Te: 14b; To: 23)

また、サイイド保護の制度化は、あるべきイスラーム社会の要件とも位置づけられていることが、以下のような逸話から窺える。

マウラーナー・アラムッディーン³¹は、ブハーラーからデリーにやってきて教育 (sabq) に従事していたが、スィヤルとザカートの章 (bāb al-siyar wa-l-zakāt)³²を教えていなかった。ついに、その話がスルタンの耳に入り、ある日スルターンは「汝はなぜスィヤルとザカートの章を

²⁹ *Akhbār al-anār*. テヘラン写本では *Akhbār al-nahār* と読める。この作品については未詳。

³⁰ おそらく、ハルゲーシー (Abū Sa'd 'Abd al-Malik b. Muḥammad al-Khargūshī al-Naysābūrī, 1015–16年没) 作の *Sharaf al-nubuwwa* であろう。

³¹ このアラムッディーンは、ムルターン・スフラワルディー派のバハーウッディーン・ザカリヤールの孫であり、チシュティー派の伝記集において、スルタン・ムハンマド・トゥグルクに対してサマーを擁護する議論を行ったとされるアラムッディーンと同一人物であると推察される (Muḥammad Ghawthī Shaṭṭārī, *Gulzār-i abrār*, Patna, 52–53; Tehran, 70; Muḥammad Jamāl Qiwām, *Qiwām al-'aqā'id*, Nithār Aḥmad Fārūqī (ed.), *Qand-i Pārsī* 7 (1994) : 32; Sayyid Muḥammad b. Mubārak Kirmānī (aka Amīr Khwurd), *Siyar al-awliyā'*, Delhi: Maṭba'ī Muḥibbī-i Hind, 1302 AH, 529–530)。

³² スィヤルはイスラーム法における非ムスリムとの関係の規定である。シャイバーニーの著作においては、異教徒への軍事行動、戦利品の分配、講和、安全保障 (アマーン)、棄教などが扱われている (マジード・ハドゥウリー [著]『イスラーム国際法：シャイバーニーのスィヤル』眞田芳憲 [訳], 中央大学出版部, 2013)。なお、ここではスィヤルとザカートが書物の同じ章に入っているような表現が用いられているが、そのような書物が存在するのかは未確認である。

教えないのか？」と尋ねた。アラムッディーンは答えた「このくには、戦利品の分配や、ザカート、ウシュル、ハラージュ、そして国庫の適切な利用は実行されていません。初学者にとっては余計な時間でしようから、教えていないのです。ハラージュをシャリーアに基づいて取り、適切に費やされるようにというお触れを出せば、報われるでしょう。また、サイイド・アジャッルやシャイフ・アル＝イスラームなどを任じ、誰もが自らの立場 (mahall wa manzilat) と相応に振る舞うように、またアリー裔 (‘Alawī) 以外が尊者 (sharaf) と名乗ったりしないようにさせなさい。なぜなら、最も知識があり尊いのは彼らなのだから」。(〔4-4〕 Te: 26a-b; To: 51-52)

この逸話は、『サイイドたちの美德』の中で 2 番目に長い 4 章の終盤に置かれているものである。ここでは、サイイド崇敬は、適切なイスラーム社会の要件として、ザカートの徴収などと同様に扱われている。異教徒が多いインドにおいて常に意識されていたであろうスィヤルや、ザカートやハラージュの徴収といった幅広い社会層に関わる項目と、サイイドのみに関わるサイイド・アジャッルの任命を並列させ、さらにサイイドへの敬意の正当性へと繋げる議論の流れは、やや強引なものにも見える。ダウラターバーディーは、このような主張をトゥグルク朝期の著名なウラマーが語っていたと示すことで、説得力を補おうとしているかのようなのである。さらに、作品の最後には、スルタン・シャムスッディーン・イルトゥトゥミシュ（在位 1211～36 年）にまつわる逸話として、異教徒がスルタンに対してサイイド優遇策の必要性を説き、スルタンがサイイド崇敬の必要性を認めたことを受けて異教徒がイスラームに改宗する、というものも見られる³³。これらの逸話からは、ダウラターバーディーが、デリー・サルタナトのスルタンたちをサイイド保護において做すべきモデルと見做していることも窺える。

以上、ダウラターバーディーは、『サイイドたちの美德』の中で、サイイド崇敬・サイイド保護を良き信仰、良きイスラーム社会の要件と位置づけていると言える。サイイド崇敬やサイイドの保護が不十分であるというダウラターバーディーの指摘は、インド全体の傾向のように書かれているが、より

³³ [10-4] Te: 6b, 54a-b; To: 138-140. この逸話については別稿で論じている。

直接的には、彼が大カーディーを務めたジャウンブルの状況に向けられていると考えるのが妥当であろう。ダウラターバーディーは、『サイドたちの美德』を通して、先行のデリー・サルタナトの例に倣い、良き信仰と正しいイスラーム社会の要件であるサイド崇敬・サイド保護を実施することを、ジャウンブルの支配層に向けて説いているのである。

III. 『サイドたちの美德』内でのサイドの尊さに関する議論

『サイドたちの美德』の中では、サイドを崇敬し、保護を与えることは良き信仰につながるとされている。そのような存在であるサイドの特別さを、ダウラターバーディーはどのような形で説明しているのであろうか。

まず、サイドの尊さは、預言者ムハンマドに由来するものである。

もし、シャリーアの基礎の全てを体に行き渡らせながら、侮蔑的にアリー裔を ‘Alawiyy-ak と言ったり、預言者の毛髪を mūy-ak と言ったりしたら、背教者になる。また、もし、預言者が愛するもの (maḥbūb) を maḥbūb-ak と行って敵意を示したら、背教者になる。たとえば、預言者は瓜 (kadū) や猫が好きだったが、私はそれらが好きではない、と言ったら、背教者になるということである。([1] Te: 3b; To: 4-5)

『フィールーズ・シャー伝』(*Sīrat-i Firūz Shāhī*) によると、ムハンマドの毛髪は、フィールーズ・シャー・トゥグルクの時代にホラーサーンやイラクからもたらされたという³⁴。ムハンマドの毛髪は、15世紀の南アジアでは比較的新しい崇敬対象であったことになる。ダウラターバーディーは、そのような新しい崇敬対象を軽んじる人々の存在を意識し、預言者にまつわるものを軽んじるならば背教者になるという議論を展開していると推察される³⁵。ここでは、サイド崇敬とムハンマドの毛髪への崇敬が同じ理屈で正当化さ

³⁴ Anon., *Sīrat-i-Firozshahi: Khuda Bakhsh Manuscript*, Patna: Khuda Bakhsh Oriental Public Library, 1999, 295-296.

³⁵ 預言者が好んだものを自分は好まないと言口にする程度の行為を背教という大罪と結びつけるのは、いささか極端な議論という印象も受けるが、サイド崇敬やムハンマド崇敬に対するダウラターバーディーの思い入れを示すものであろうか。

れている。預言者ムハンマドは、イスラームの文脈では言うまでもなく尊い存在である。彼にまつわるものへの崇敬が正当なものであるなら、その子孫への崇敬も同様に正当化できるという理屈であろう。この理屈の背景には、前節で触れた『サイイドたちの美德』3章の引用に見られるように、サイイドは血統によってムハンマドに由来する高貴さを生まれつき備えているという考え方が存在していると見られる。

預言者ムハンマドとの関係への言及以外には、サイイド崇敬の正当性を、王や師匠との関係など、他の権威に擬えて説明するような記述も散見される。

王の子孫の敵は王の敵であり、王の子孫を愛する者は王を愛するものである。敬虔な信仰者の中でも最良の者たちは言っている。預言者の子孫への愛情 (mawaddat) は信仰の条件である。なぜなら、誠意と愛情は内実 (ma'nā) において一つだからである。([1] Te: 4a; To: 5)

何らかの理由で偉大になった人について、[それに従う者が?] その何かににおいて優れていることはない。たとえば、ムリード [弟子] がピール [導師] より、弟子 (shāgird) が師より、聖者が預言者より、ワズィールが王より [優れていることはない]。スラミー注釈 (Sharḥ-i Sulamī)³⁶によると、4名の正統カリフを除けば、預言者の子孫たちより優れた者は誰もいない。彼らは、知識の面から考えるならば、先祖を遡れば師匠の子孫たちであり、イラーダ [発心] ならばピールの子孫であり、権力 (pādshāhī) ならばスルタンの子孫である。([4-2] Te: 27a; To: 44)

サイイドのスーフィー導師への擬えについては、以下のような議論も見られる。

問い：彼ら [サイイド] をホージャザーデと呼ぶのはなぜか。[中略] 別の [答え]：信徒の長アリーは帽子の主、ヒルカ [スーフィの衣] の主、知識の師であり、ムリードや弟子は導かれるものだからである。]

³⁶ テヘラン写本では、Sharḥ-i Sulamīではなく shurūḥ-i 'amalī (行動の諸原則) とされる。

(〔7-3〕 Te: 40b-41a; To: 79)

ダルヴィーシュやシャイフたちはムリードたちにシャジャラ〔系譜、学統〕を与え、各人の序列を整える。以下のことをよく考えよ。サイイドたちはムハンマドさまの家系のものであり、アリーさま (Ḥadrat-i Murtaḍā) の子孫である。したがって、彼らはムスリムたちのピールの子孫なのである。何千ものピールやシャイフが集えば、皆に受け入れられた使徒さまの子孫の敵対者を汝が見逃すことはできないだろう。また、ムリードが使徒さまの子孫の敵対者であるなら、最後の審判の時に彼のピールは恥入るであろう。(〔後書き〕 Te: 55a; To: 143)

これらの記述では、預言者の父方のいここにして娘婿のアリーがスーフィー導師 (ピール) と位置づけられている。当時の南アジアでは、アリーがムハンマドから最初にヒルカを受け取り、そのヒルカの権威がスーフィー導師に伝えられているという認識がみられる³⁷。また、ホージャはスーフィー導師の尊称として一般的なものであった。ダウラターバーディーは、このようなスーフィズムの中での認識や慣習をサイイドに適用しようとしたと見られる。これらの記述では、スーフィー導師 (ピール) の権威を用いてサイイド崇敬の正当性が語られるという論理展開になっており、15世紀前半の時点で、北インドにおいては、ピールの権威の方がサイイド崇敬よりも広く受け入れられていたことが窺える。ダウラターバーディーは、すでに確立されていたスーフィーのピールの権威を梃子に、サイイドの尊さを読者に広めようとしているのである。

さらにダウラターバーディーは、ハディースを典拠にしながら、預言者ムハンマドに由来する尊さゆえにサイイドは地獄に落ちることはないと主張する。

第4のハディース：『マシャーリク』³⁸曰く、「アッラーは私の娘と私の敵

³⁷ A. Ninomiya, "To Whom Do You Belong? *Ḥadīṣ Murīd* Relationship and *Silsila* in Medieval India," *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies* 2-1 (2008) : 53.

³⁸ サガーニー (Raḍī al-Dīn al-Ḥasan al-Saghānī, 1252年没) の *Mashāriq al-anwār al-nabawiyya* であろう。この作品はインドのハディース学初期の成果とされる。

の娘を同じ場所には集めない」。このハディースの言葉は終末の日の女主人についてであり、子孫全体の権利について言及している。つまり、私の子孫たちは背教者たちと地獄にいることはない、ということである。背教者たちの居場所は地獄なのだから、彼ら〔預言者の子孫〕の場所は地獄にはない。考えてみよ。血を飲むことは有害であり、一般には誓いの行為でもあり、ハラームなのだが、アブー・タイバ・ハッジヤーム³⁹は、使徒の血を飲んだことで地獄から守られるであろう。ならば、〔使徒の〕血と二つの目の光、二つの脛の髓から成る者⁴⁰が、どうして地獄に落とされることがあろうか。私は、もしムスタファーさまの血の一滴が地獄に落ちれば炎は花園に変わるだろうと考えている。([8-4] Te: 39b–40a; To: 87–88)

このような、預言者ムハンマドに由来するサイドの尊さの説明に加え、清浄さ (pāk) とサイドを結びつける言説も目を引く⁴¹。サイドと清浄さの結びつきは、クルアーン 33 章 33 節の章句を用いて説明される。

問い：彼ら〔サイド〕はどうして清らかなるもの、清らかなる生まれのもの、と呼ばれるのか。答え：聖なるお方が、〔以下の〕章句 (naṣṣ) の中において、彼らを清らかと言っているからである。章句『家の者たちよ、アッラーはあなたがたから不浄を払い』この「家の者たち」とは彼らのことである。([7-3] Te: 37a; To: 79)

この章句は「お家の人々」をめぐる議論においてよく引用されるものであ

³⁹『サヒーフ・ムスリム』や『サヒーフ・ブハーリー』収録のハディースに登場する、預言者に吸玉放血を行った奴隷アブー・タイバを指すと考えられる（『日訳サヒーフ・ムスリム』磯崎定基ほか〔訳〕、全 3 巻、日本ムスリム協会、2001、2: 619; ブハーリー『ハディース：イスラーム伝承集成』牧野信也〔訳〕、全 3 巻、中央公論社、2: 573）。

⁴⁰「血と～髓から成る」の部分の語彙は意味が取りにくいものが多く、これは仮の訳であるが、この部分は預言者の子孫の形容であると推察される。

⁴¹サイドを清浄と形容すること自体はダウラターバーディー以前にも見られる。トゥグルク朝期の武人アイヌルムルク・マーフルー（‘Ayn al-Mulk Māhrū）は、サイドに対して「清浄な存在」(wujūd-i pāk) という表現を用いている（‘Ayn al-Mulk ‘Abd Allāh b. Māhrū, *Inshā-yi Māhrū*, ‘Abd al-Rashīd [ed.], Lahore: Punjab University, 1965, 51）。アイヌルムルク・マーフルーについては、イブン・バトゥータ『大旅行記』5: 196 n. 313, 223–235 を参照。

る。ダウラターバディーはここで、「お家の人々」とはアリーとファーティマの間の子孫であるという説を提示し、サイドと清浄さを結びつけている。このような議論は、『サイドたちの美德』の中で繰り返し見られる⁴²。8章では、再びクルアーン33章33節が引用・解説され、以下のような議論が展開されている。

ここから、以下のことが明らかになる。人の清らかさとは信仰に由来するものである。『ザーヒディー』⁴³にも同様。さて、章句から証明されるように、使徒の子息たちは「樂園を約束された10人」のような信仰を持っており、そのためサダカは彼らには禁じられている。彼らは汚泥(ghalā'iz)より清らかであり、サダカは人々の汚れだからである。([8] Te: 38a-b; To: p.83)

イスラーム法には、サイドはザカートを受け取ることはできないという規定がある⁴⁴。ここでは、この規定が清浄さや不浄の概念から説明され、清浄さは(正しい)信仰に由来するとされている。清らかな存在であるサイドは、信仰の正しさを保証された存在ということになり、それゆえに尊いということになる。この議論は、インド・イスラーム文化全体の文脈でも興味深いものである。後の南アジアのイスラーム信仰において、清浄さは重要なキーワードとなった。英領時代に構想されたムスリム国家は「清浄なる国」を意味するパキスタンと命名されることになる。『サイドたちの美德』内の記述は、清浄さをサイド崇敬のみならずイスラーム信仰全体に結びつけようとしている点において、後の南アジアのイスラーム信仰の特徴の萌芽を示すものと言えるかもしれない。

『サイドたちの美德』においては、サイドは、彼らが預言者の子孫であり、クルアーンやハディースから清らかな存在と定義できることなどから

⁴² 翻訳した部分以外では、4章にもサイドの清らかさがクルアーンで述べられているという主張や、サイドが受け取りを禁じられているサダカが人々の汚れであるという表現が見られる (Te: 25a; To: 49)。また、神やムハンマドへの祈願についての問答 (3章2節) において、Ākhir-i Zahīrī という文献(?)に言及して、「至高の神とムハンマドは清らかである。ムハンマドに対して賛辞を送れ、清らかなるものには清らかさの賛辞を」(Te: 15b; To: 25-26) と主張する記述がある。

⁴³ Al-Zahidī. 文献を指すと推察されるが、未詳。

⁴⁴ 森本『聖なる家族』67。

尊いとされている。また、彼らの尊さの説明においては、他の権威への擬えがよく用いられている。以上のような議論のあり方、特に他の権威への擬えは、尊い存在の子孫を崇敬することに関して、教義上の論理性というよりは感覚的な面において説得力を持つものと言える。

おわりに

ダウラターバーディーの『サイドたちの美德』は、南アジアのムスリムの間でサイドの血統の権威が認められつつあった時代、地方都市を首都として成立した新興のムスリム王朝の支配層に向けて、サイド崇敬やサイド保護の正当性を説く作品として書かれた。その中では、サイド崇敬やサイドの保護は良き信仰、正しいイスラーム社会の要件と位置づけられている。そして、崇敬や保護の対象たるサイドは、血筋によってムハンマドの尊さを受け継いだ清浄なる存在であり、決して背教者にならないとされている。また、その尊さのあり方は、スーフィー導師や君主など、広く受け入れられた権威ある存在にしばしば擬えられていた。

『サイドたちの美德』の中では、述べられている見解がスンナ派 (Ahl-i Sunna wa Jamā'a) のものであることが繰り返し明言されている (Te: 12a, 20a, 44a, 45a, 47b, 50a, 51b; To: 17, 36, 64, 100, 102, 111, 120, 126)。確かに、『サイドたちの美德』の中では、シーア派のサイド論の重要な要素であるイマームについての議論は全く見られない⁴⁵。シーア派のイマーム論に触れていない点は、教義面での複雑な議論が見られない一因と推察される。ただし、『サイドたちの美德』内のサイド論のスンナ派性については、法学書などからの引用の検討も含め、より詳細な分析が必要である。この点については稿を改めて論じたい。

⁴⁵ ムハンマド・バーキルやジャアファル・サーディクといったイマームは逸話に登場しており、ムハンマド・バーキルの墓廟が参詣の対象になっていたという逸話も見られる (Te: 26b, 29a-b; To: 27-28, 59-60)。